

令和4年度  
国内の廃プラスチック類の処理に関する  
状況調査業務

報告書

令和5年3月

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

※本調査は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の企画に基づき、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が、環境省の請負業務として実施したものである。

## 目次

第1章	調査の目的	1
第2章	調査の内容	2
2-1	アンケート調査の実施	2
2-2	調査結果の整理等	2
第3章	調査の実施方法	3
3-1	アンケート調査の実施	3
3-2	調査結果の集計	3
第4章	調査の実施結果	4
4-1	アンケート調査の実施結果	4
4-1-1	アンケートの送信	4
4-1-2	回答期限の設定	4
4-1-3	調査対象の選定	5
4-1-4	回収状況	5
4-2	調査結果の集計結果	6
4-2-1	自治体の回答状況	6
4-2-2	処分業者の回答状況	18
参考資料(1)	環境省依頼文書(事務連絡)～自治体向け～	42
参考資料(2)	環境省依頼文書(事務連絡)～処分業者向け～	43
参考資料(3)	回答フォーム～自治体向け～	44
参考資料(4)	回答フォーム～処分業者向け～	50

## 第1章 調査の目的

平成29年末以降、外国政府において使用済の廃プラスチック類の輸入禁止措置等が実施されるなど、従前輸出されていた廃プラスチック類の国外処理が困難となり、国内で処理される廃プラスチック類の量が増大したことから、国内処理が逼迫し、廃棄物の適正処理に支障が生じているとの声が寄せられた。

これを受け、平成30年8月、平成31年2月、令和元年8月、令和2年2月、令和2年11月、令和3年11月の6回にわたり、都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）で定める政令市（以下、「自治体」という。）並びに産業廃棄物処理業者に対し、外国政府による廃プラスチック類の輸入規制等に係る廃棄物処理等への影響についてアンケート調査を行った。

前回の調査結果では、産業廃棄物に係る廃プラスチック類処分施設の稼働率及び稼働率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって大きく低下していたが、その後上昇し、輸入禁止措置直前（平成29年末）の水準に戻っていたことが確認された。

その後の新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業活動の変化や国内におけるバーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向による影響により廃プラスチック類の適正処理に支障が生じ、不適正処理事案が発生する懸念がある状況は継続していると考えられる。

このため、自治体に対しては、外国政府による輸入規制による可能性のある不法投棄の有無、保管基準違反状況、指導状況等についてアンケート調査を実施し、廃棄物処理法第4条3項の規定に基づく情報収集を行った。また、優良認定を受けた処分業者（以下「処分業者」という。）に対しては、処理量、保管量、処理料金の状況等について、アンケート調査を実施し、国内の廃プラスチック類の処理に関する状況を把握することを目的とした。

## 第2章 調査の内容

### 2-1 アンケート調査の実施

自治体 129 団体並びに処分業者 790 社へメールを送付し、アンケート調査を行った。

### 2-2 調査結果の整理等

自治体並びに処分業者から回収した 2-1 の回答を集計・分析した。

## 第3章 調査の実施方法

### 3-1 アンケート調査の実施

アンケート調査は、WEB ページ上の回答フォーム（エクセルファイル）を用いて回収することとした。なお、調査対象がセキュリティ等により当該ページにアクセスできない場合等にあつては、メール等の代替手段により回答を回収することとした。

回答期間は約4週間<sup>(※1)</sup>とし、調査対象の業務状況等により当該期間での回収が難しい場合は、相談に応じ期間を延長し回収した。

WEB ページの環境は請負者たる公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下、「産廃振興財団」という。）側で整備した。

※1 令和4年12月1日に環境省依頼文書（事務連絡、調査への協力依頼文等を掲載）及び回答フォームに関する案内メールを送信し、回答期限は令和4年12月28日とした。

### 3-2 調査結果の集計

3-1 の回答集計表を作成するとともに、設問ごとの回答分析及び必要によりグラフや一覧表等を用いて詳細な分析を行い、報告書を取りまとめた。

## 第4章 調査の実施結果

### 4-1 アンケート調査の実施結果

#### 4-1-1 アンケートの送信

アンケート送信は、環境省依頼文書（事務連絡、調査への協力依頼文等を掲載）及び回答フォームをダウンロードできる URL を記載したメールを、調査対象に送信する形で行った。

調査対象は、上記 URL から回答フォームをダウンロードし、回答を入力した上で、メールにて回収した。

表 4-1-1.1 アンケート送信日

	自治体 <sup>(※1)</sup>	処分業者
アンケート送信日	令和4年12月1日	

※1 調査対象のセキュリティ等により産廃振興財団からアンケート送信できない自治体については、当該自治体名及びメールアドレスを環境省に伝達し、環境省から令和4年12月1日にアンケート送信を行った。

#### 4-1-2 回答期限の設定

回答期限は令和4年12月28日とした。

表 4-1-2.1 回答期限

	自治体	処分業者
回答期限	令和4年12月28日	

### 4-1-3 調査対象の選定

自治体及び処分業者についての調査対象を選定した。具体的には、以下のとおりとした。

表 4-1-3.1 調査対象

	自治体	処分業者
調査対象の要件	都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市	優良産廃処理業者認定制度による優良認定を受けた事業者のうち、「廃プラスチック類」の許可品目の処分業許可を有する事業者として、「さんぱいくん」 <sup>(※1)</sup> に登録がある事業者
調査対象数	・都道府県 47 ・政令市 82	790

※1 優良産廃処理業者認定制度における「事業の透明性」の基準で定められている公表事項を掲載し、許可情報等を検索できるWEBサイト。産廃振興財団が管理・運営。

### 4-1-4 回収状況

下表に回収状況を示す。

表 4-1-4.1 回収状況

	自治体	処分業者
アンケート対象数	129 (都道府県 47、政令市 82)	790 者
回収数(回収率)	(100.0%) (都道府県 47、政令市 82)	267 者(33.8%) (423 事業所)

## 4-2 調査結果の集計結果

4-1 による方法によって得られた回答の集計表を作成するとともに、項目ごとの各回答の割合等について分析を行い、グラフや一覧表等を用いて取りまとめた。

### 4-2-1 自治体の回答状況

自治体から得られた回答について、以下、設問毎に集計・分析を行った。詳細は、以下に記述する。

**【Q1】**

前回調査時点（令和3年10月末）以降、令和4年11月末時点で、所管区域内において、諸外国による廃プラスチック類の輸入規制に起因する可能性のある廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案（1件当たりの廃プラスチック類の投棄量が10トン以上の事案<sup>※1</sup>）を把握しましたか。

（単一選択回答）

※1 環境省にて毎年度実施している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」の集計対象と同様に、「1件当たりの投棄量が10トン以上の事案」を不法投棄事案の対象とした。

**【回答状況】**

諸外国による廃プラスチック類の輸入規制等に起因する可能性のある廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案は、確認されなかった。

**【Q2】**

前回調査時点（令和3年10月末）以降、令和4年11月末時点で、所管区域内の産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反（保管上限の超過）事案を把握しましたか。

（単一選択回答）

**【回答状況】**

所管区域内の産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反（保管上限の超過）事案は、8自治体・13件確認された。

廃棄物種類は、主に廃プラスチック類（発泡スチロール、配管、漁網等）であり、立入検査や通報（周辺住民等）により発覚した。

**【Q3】**

令和元年5月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」を踏まえて、貴自治体を実施した措置等について、以下の設問にご回答ください。

**【Q3-1】**

廃プラスチック類の域外からの搬入に関して、事前協議等による域外からの産業廃棄物の搬入規制等の廃止、緩和等を実施しましたか。

前回調査時点（令和3年10月末）以降、令和4年11月末時点での状況についてご回答ください。

（単一選択回答、複数選択回答、自由記述回答）

**【回答状況】****（1）事前協議・届出制等への動向**

「中国による輸入禁止以前から事前協議・届出制等は設けていない」が64自治体（49.6%）、「事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った」が1自治体（0.8%）、「事前協議・届出制等を設けており、廃止・緩和等が行っていない」が64自治体（49.6%）となった。

表 4-2-1. Q3-1. (1)-1 搬入規制等の廃止・緩和等の実施状況

【単一選択回答、n=129】

回答項目	自治体数	割合
中国による輸入禁止以前から事前協議・届出制等は設けていない	64	49.6%
事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った	1	0.8%
事前協議・届出制等を設けており、廃止・緩和等を行っていない	64	49.6%

**（2）廃止・緩和等の内容**

（1）の「事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った」との回答（1自治体）について、廃止・緩和等の内容についての回答は、「要綱・手引き等を改正し規制緩和・廃止」（搬入手続の合理化を行った）であった。

具体的な回答は以下のとおり。

- 非常災害時の指定県外産業廃棄物の事前協議の添付書類の一部省略

**【Q3-2】**

廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化を実施しましたか。

前回調査時点（令和3年10月末）以降、令和4年11月末時点での状況についてご回答ください。

（単一選択回答、自由記述回答）

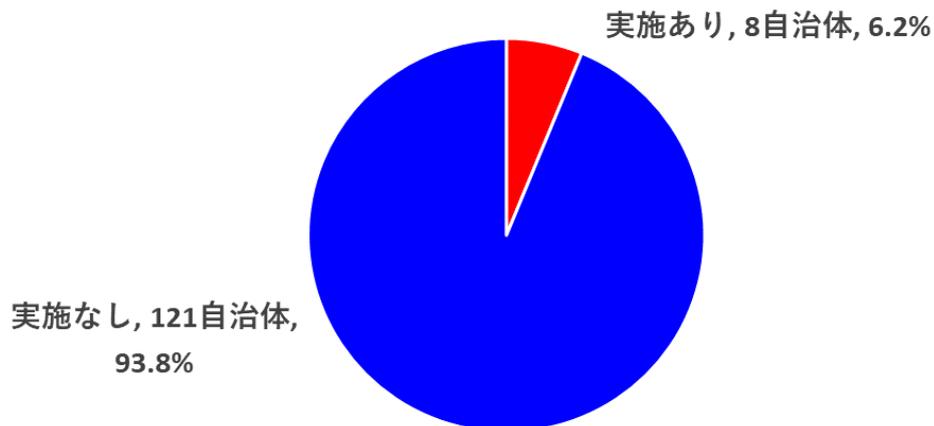
**【回答状況】**

**（1）廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化の実施状況**

回答のうち、「実施している」が8自治体（6.2%）、「実施していない」が121自治体（93.8%）であった。

図 4-2-1. Q3-2. (1)-1 不法投棄監視強化の実施状況

【単一選択回答、n = 129】



**（2）不法投棄監視強化の実施内容**

廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化を「実施している」との回答が8自治体であった。

具体的な回答は以下のとおり。

- 不法投棄等通報アプリを導入し、県民が通報しやすい環境を整えると共に、報奨金制度により不法投棄等の事案解決に貢献された方に情報提供報奨金という形で報酬を支払うことで、県民の方にも監視・通報活動を積極的に行ってもらえるようにし、監視強化を図っている。
- 廃プラスチック類等の不法投棄が頻発する地点に防犯カメラを設置し、不法投棄防止の対策を実施。
- ドローンの導入、スカイパトロール等の体制強化などにより、監視強化を実施。(廃プラ類に限るものではない)
- 令和4年度は、プラスチック資源循環促進法に想定される多量排出事業者に対し立ち入りを実施。
- 有価プラスチック取り扱い業者に対しても、長期滞留による廃棄物おそれのあるものが保管されていないか定期的に監視を行い、加工用機械の稼働状況等の聴取を実施。
- 放置廃船に係るパトロールや臨戸訪問、適正処理指導等を実施。
- 農業用廃プラスチック類の適正処理について、市町村を対象に文書での通知を実施。
- 不法投棄多発地点への監視カメラ設置台数を増加させた。

**【Q3-3】**

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理の受入を実施していますか。

前回調査時点（令和3年10月末）以降、令和4年11月末時点での状況についてご回答ください。

（単一選択回答、自由記述回答）

**【回答状況】**

通知「廃プラスチック類に係る処理の円滑化等について」を踏まえて、管内市町村の一般廃棄物処理施設で廃プラスチック類の処理を受け入れた事例があると回答した自治体はなかった。

**【Q3-4】**

令和元年9月に改正廃棄物処理法施行規則が公布・施行され、優良産廃処理業者に限って、廃プラスチック類の保管上限が14日間から28日間に引き上げられましたが、それに伴う保管の場所に関する事項を変更した届出はありましたか。また、引き上げた事例を把握していますか。

前回調査時点（令和3年10月末）以降、令和4年11月末時点での状況についてご回答ください。

（複数選択回答、自由記述回答）

**【回答状況】**

「保管の場所に関する事項を変更した届出があった」、「処分業者からの聞き取り等により把握している事例がある（上記届出によるものを除く）」と回答した自治体はなく、「届出及び把握している事例ともない」が129自治体となった。

「処分業者からの聞き取り等により把握している事例がある（上記届出によるものを除く）」と回答した自治体もなかった。

**【Q4】**

上記の設問以外に、廃プラスチック類のひっ迫状況等について、特筆すべき事項があればご記入ください。

(自由記述回答)

**【回答状況】**

上記設問への回答について、以下に示す。

- 社会情勢の変化により、廃プラスチック類の排出量が減少していると産業廃棄物処分業者から聴取している。
- 使用済みの漁網の処理について、塩分が含まれていて焼却に適さないことや、埋め立ての場合、概ね 15 cm以下に破碎・切断することが難しいため、排出事業者は処理困難物として放置するケースがある。
- 本市においては、市内の産業廃棄物処分業者に対して、立ち入り検査時にヒアリングも行い、廃プラスチック類の処理状況を監視している。処理後物の買収条件が厳しくなっているということで事業者から聞いているが、令和4年度の立ち入り検査では、保管量が増大している事業者は確認されなかった。
- 本自治体においては、これまで市のクリーンセンターが合わせ処理として事業者からの産廃となる廃プラ類を受け入れていたものの、令和2年頃から受け入れをしないこととしており、島内の廃棄物処理業者への持ち込み量が増加し処理が逼迫している状況にある。また、島内においては大型タイヤの処分を行う事業者が存在しないため全て島内及び県外での処理となるが、このような事情からタイヤをため込んでしまう事業者も存在する。

**【Q5】**

上記の設問以外に、廃プラスチック類の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

(単一選択回答)

**【回答状況】**

上記設問への回答について、内容別に以下に示す。

**(1) 適正処理**

- 廃プラスチック類溶融（油化）施設について、タイヤチップを有価物として仕入れるため廃棄物処理施設や処理業にあたらないと主張する例や、事業者からの説明によれば新技術を使用した実験（現在実現はしていない）であり、熱分解にも当てはまらないなど、相談対応や指導などの判断が難しい事例がある。また、H26年度に新たな処理技術を活用した産業廃棄物処理に関する調査をされているが、その後の検討状況公開や廃プラスチック類溶融についての基準策定検討をお願いしたい。
- 産業廃棄物と一般廃棄物の区別ができていない事業者が未だに散見される。また、処理施設の少なさもあり、混在した状態で当町の一般廃棄物処理施設へ搬入される傾向が否めない。環境省においては、排出事業者に対して産業廃棄物収集運搬許可業者に委託収集するよう推奨してほしい。
- 令和4年4月1日より指定ごみ袋制度を開始した。事業系一般廃棄物を入れる「事業系・可燃ごみ」指定ごみ袋の中に、産業廃棄物である廃プラスチック類が混入している事例が見受けられるため、多量排出事業者等を対象に立入検査を実施し、分別の指導を行っている。
- 離島における放置廃船の適正処理を推進する事業の検討をお願いしたい。現状存在する処理方法は、島内で中間処理（破砕）し本土で最終処分するか、広域認定を受けたFRPリサイクルシステムの活用のみであり、両者とも処理料金が嵩むため、資金力がない漁民が処理しきれないケースが多くみられる。

**(2) プラスチック資源循環**

- プラ新法施行後、排出事業者からマテリアルリサイクルに関する問合せが寄せられている。排出事業者における生産工程の工夫や廃棄物処理業者と連携したリサイクルに関するグッドプラクティスについて、引き続き情報提供をお願いしたい。

- 廃棄物の発生抑制が実際に進むよう、製品生産者や廃棄物排出者に対するインセンティブの付与、または、規制の強化など、実効的な取組を希望する。
- 廃プラスチックの処理施設を現状より大幅に増設することは困難であるため、国内全体における廃プラスチックの処理能力に対するプラスチックの生産量及び消費量のバランスが図れるよう、経済産業省と連携し、製品生産者に対し、プラスチック類のリデュースに繋がる取組を強化してほしい。
- 廃プラスチック等については、サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへ、大きく転換できるよう、排出事業者、廃棄物処理事業者、行政に対して共通認識を図れるような施策や取組を国が主導してほしい。

### (3) 補助制度

- 廃プラスチック類の処理施設の施設整備に係る助成制度の拡充いただきたい。
- (廃プラのみに限らず)離島地域において処分することの出来ない産業廃棄物について、事業者責任のみを追及し指導を行ったとしても、体力のない事業者は処理が滞り、最終的に不法投棄に繋がる可能性がある。産業廃棄物処理施設の設置に関する補助や、離島移送に係る補助メニューがあると大変ありがたい。

### (4) その他

- 有価で取引可能なプラスチックの種類・性状等や最新の市場動向等の、廃棄物該当性の総合判断に利用必要な情報について取りまとめて共有いただきたい。
- 廃プラスチック類に係る諸外国の輸入禁止措置等の動向や、国の取組みについて、積極的に国民や地方公共団体に情報提供いただきたい。
- 産廃業者が漁師から処分料をもらって使用済み漁網を引き取り、洗浄及び圧縮加工した後、有価物として他企業に売却し、さらにそれを中国等海外に輸出する計画がある。
- 平成30年1月に認知した廃プラスチック類の不適正処理案件について、令和4年11月22日、行政処分(措置命令)を行い、適正処理を指導・監視強化を実施している。
- 外国政府による輸入規制から既に4年が経過しようとしており、今後何らかの問題が生じたとしても因果関係の判断ができないと思われるので、本調査を終了することを検討してほしい。

#### 4-2-2 処分業者の回答状況

処分業者から得られた回答について、以下、設問毎に集計・分析を行った。詳細は、以下に記述する。

**【Q1】**

令和4年11月時点で、貴社の廃プラスチック類に係る処分施設について、  
主要なもの（最大5件まで）についてご回答ください。

（自由記述回答）

**【回答状況】****（1）処分施設を有する事業所**

回答があった267処分業者から、423件の事業所の回答があった。

**（2）処分施設の種類**

回答があった423件の事業所における廃プラスチック類処分施設の種類の  
以下の通りであった。

表 4-2-2. Q1. (2)-1 廃プラスチック類処分施設の種類の種類【自由記述回答、n = 423】

破碎	265件
圧縮	183件
選別	87件
焼却	77件
梱包	37件
溶融	36件
切断	33件
固化	31件
減容	23件
管理型最終処分	15件
固形燃料化・RPF化	14件
安定型最終処分	12件
成型	8件
分離	5件
造粒	4件
混錬	4件
溶解	3件
混合調整	3件
燃料化	2件
原料化	2件
剥離	2件
転圧	1件
洗浄	1件
分級	1件

※ 1件の事業所に複数種類の施設を有することがあるため、各施設種類の件数の合計はn数と一致しない。

**【Q2-1】**

廃プラスチック類の処理量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各処分施設について、以下の表中の項目をご回答ください。

(自由記述回答)

※(補足)「表中の項目」は、以下の通り。

- ①中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の処理実績(単位:t/日)
- ②中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の処理可能量(単位:t/日)
- ③令和4年11月末時点の処理実績(単位:t/日)
- ④令和4年11月末時点の処理可能量(単位:t/日)

**【回答状況】**

上述①～④の項目についての回答を基に、施設の稼働率、施設における処理量比を算出した。詳細は以下の通り。

**(1) 処理量比**

**(1-1) 令和4年11月末時点の処理量比**

本設問における回答値から以下の計算式によって「令和4年11月末時点の処理実績の、中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の処理実績と比した処理量比」を算出した。

令和4年11月末時点の処理実績の、中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の処理実績と比した処理量比(単位:%)

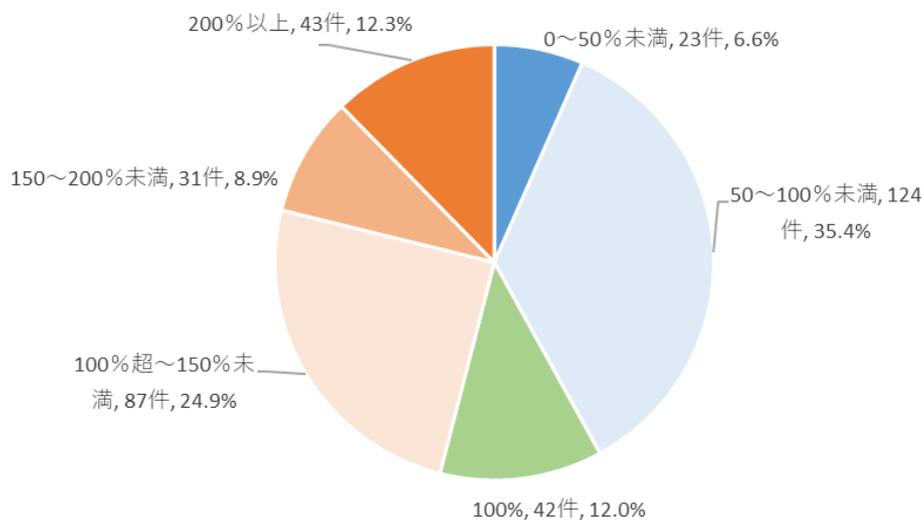
$$= \text{③} \div \text{①} \times 100$$

①: 中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の処理実績(単位:t/日)

③: 令和4年11月末時点の処理実績(単位:t/日)

図 4-2-2. Q2-1. (1-1)-1 令和 4 年 11 月末時点・平成 29 年末の処理実績の  
処理量比

【自由記述回答を基に算出、n = 350】



※ 上述の算出式に必要な①・③のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（423件）と一致しない。

処理施設における、輸入禁止措置直前（平成 29 年末）と「今回調査時点（令和 4 年 11 月末）」の処理量比を比較したところ、減少した施設の割合より増加した施設の割合の方がやや優勢であつた。

## (2) 稼働率

### (2-1) 中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の稼働率

本設問における回答値から以下の計算式によって「中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の稼働率」を算出した。

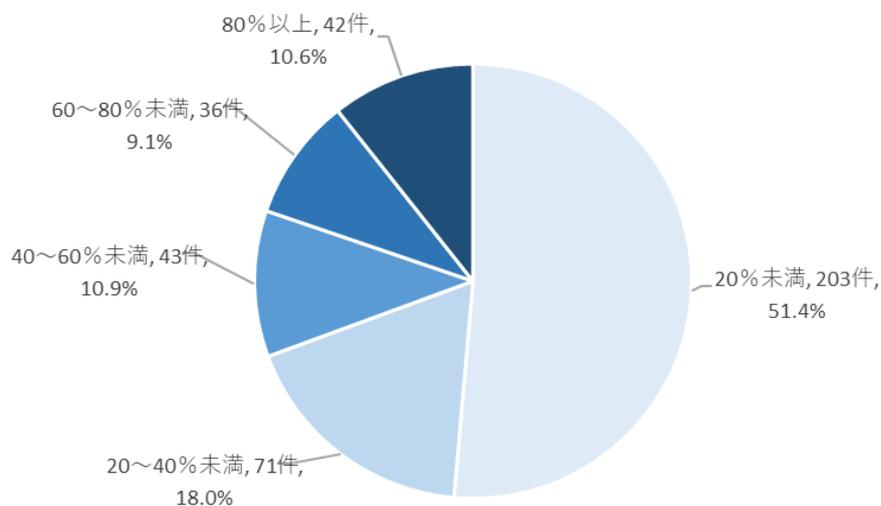
中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の稼働率（単位：％）

$$= \text{①} \div \text{②} \times 100$$

①：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理実績（単位：t／日）

②：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理可能量（単位：t／日）

図 4-2-2. Q2-1. (2-1)-1 中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の稼働率  
【自由記述回答を基に算出、n = 395】



※ 上述の算出式に必要な①・②のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（423件）と一致しない。

## (2-2) 令和4年11月末時点の稼働率

本設問における回答値から以下の計算式によって「令和4年11月末時点の稼働率」を算出した。

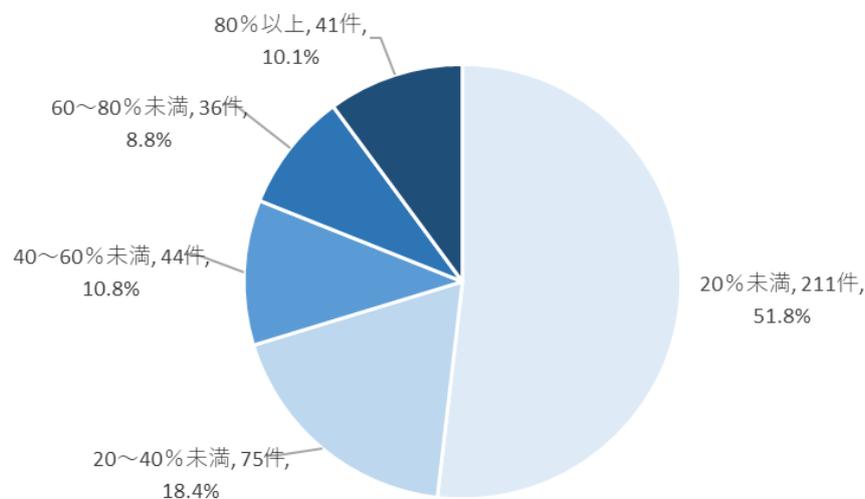
令和4年11月末時点の稼働率（単位：％）

$$= \textcircled{3} \div \textcircled{4} \times 100$$

③：令和4年11月末時点の処理実績（単位：t／日）

④：令和4年11月末時点の処理可能量（単位：t／日）

図 4-2-2. Q2-1. (2-2)-1 令和4年11月末時点の稼働率  
【自由記述回答を基に算出、n = 407】



※ 上述の算出式に必要な③・④のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（423件）と一致しない。

稼働率が80%以上の処理施設の割合は、「中国輸入禁止直前(平成29年末)」では10.6%、「今回調査時期（令和4年11月末）」では10.1%であった。

今回調査時期では、輸入禁止措置直前の稼働率と同等程度であることが確認された。

### 【Q2-2】

廃プラスチック類の保管量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。  
Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各処分施設について、以下の  
表中の項目をご回答ください。

(自由記述回答)

※(補足)「表中の項目」は、以下の通り。

- ①中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の保管量(単位:t)
- ②中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の最大保管可能量(単位:t)
- ③令和4年11月末時点の保管量(単位:t)
- ④令和4年11月末時点の最大保管可能量(単位:t)

### 【回答状況】

上述①～④の項目についての回答を基に、施設の保管率、施設における保管  
量の増減率を算出した。詳細は以下の通り。

#### (1) 保管率

##### (1-1) 中国輸入禁止(平成29年末)直前の保管率

本設問における回答値から以下の計算式によって「中国輸入禁止(平成29  
年末)直前の保管率」を算出した。

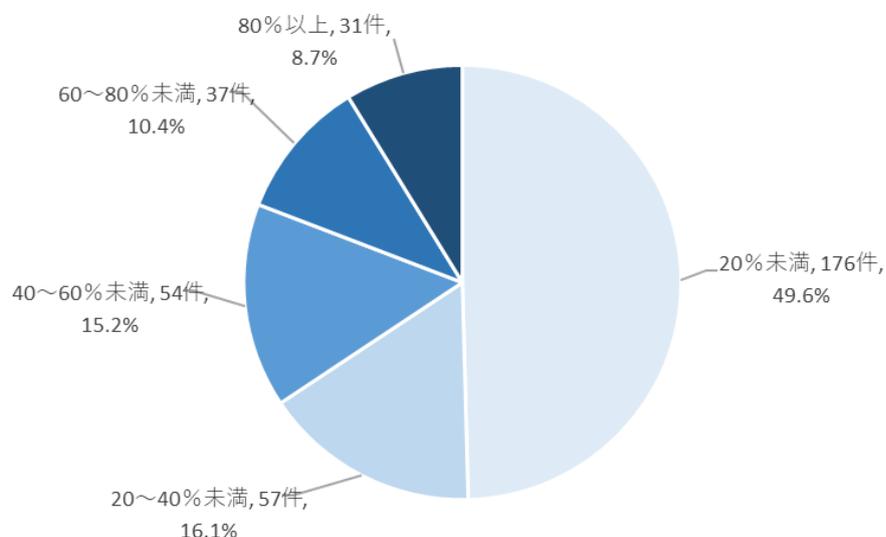
中国輸入禁止(平成29年末)直前の保管率(単位:%)

$$= ① \div ② \times 100$$

①: 中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の保管量(単位:t)

②: 中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の最大保管可能量(単位:t)

図 4-2-2. Q2-2. (1-1)-1 中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の保管率  
【自由記述回答を基に算出、n = 355】



※ 上述の算出式に必要な①・②のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（423件）と一致しない。

## (2-2) 令和4年11月末時点の保管率

本設問における回答値から以下の計算式によって「令和4年11月末時点の保管率」を算出した。

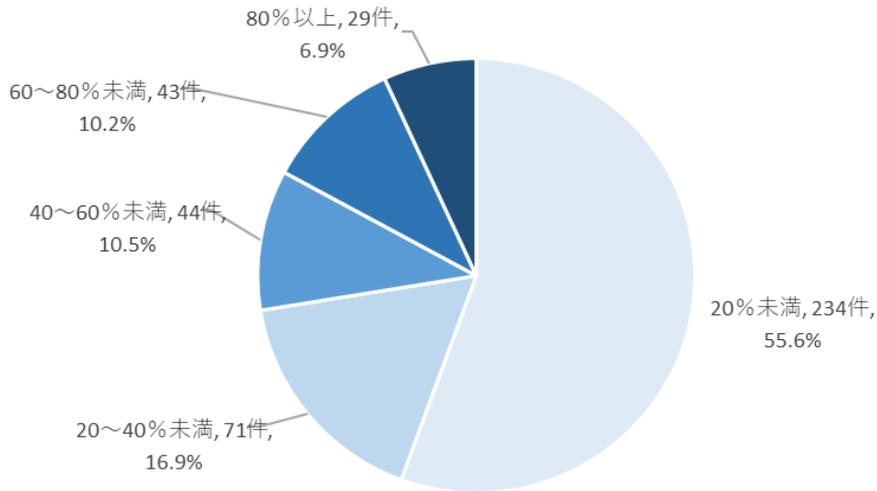
令和4年11月末時点の保管率（単位：％）

$$= \text{③} \div \text{④} \times 100$$

③：令和4年11月末時点の保管量（単位：t）

④：令和4年11月末時点の最大保管可能量（単位：t）

図 4-2-2. Q2-2. (2-2)-1 令和4年11月末時点の保管率  
【自由記述回答を基に算出、n=421】



※ 上述の算出式に必要な⑧・⑨のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（423件）と一致しない。

保管率が80%以上の処理施設の割合は、中国輸入禁止直前（平成29年末）で8.7%、今回調査時期（令和4年11月末）で6.9%であつた。輸入禁止措置直前と比較し、今回調査時点では減少に転じている。

**【Q2-3】**

廃プラスチック類の処理料金や受入制限について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

（自由記述回答、単一選択回答）

※（補足）「表の項目」は、以下の通り。

（1）中国輸入禁止（平成29年末）以前と比べた令和4年11月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合（単位：%）

（2）令和4年11月末時点で、廃プラスチック類の受入制限の実施状況

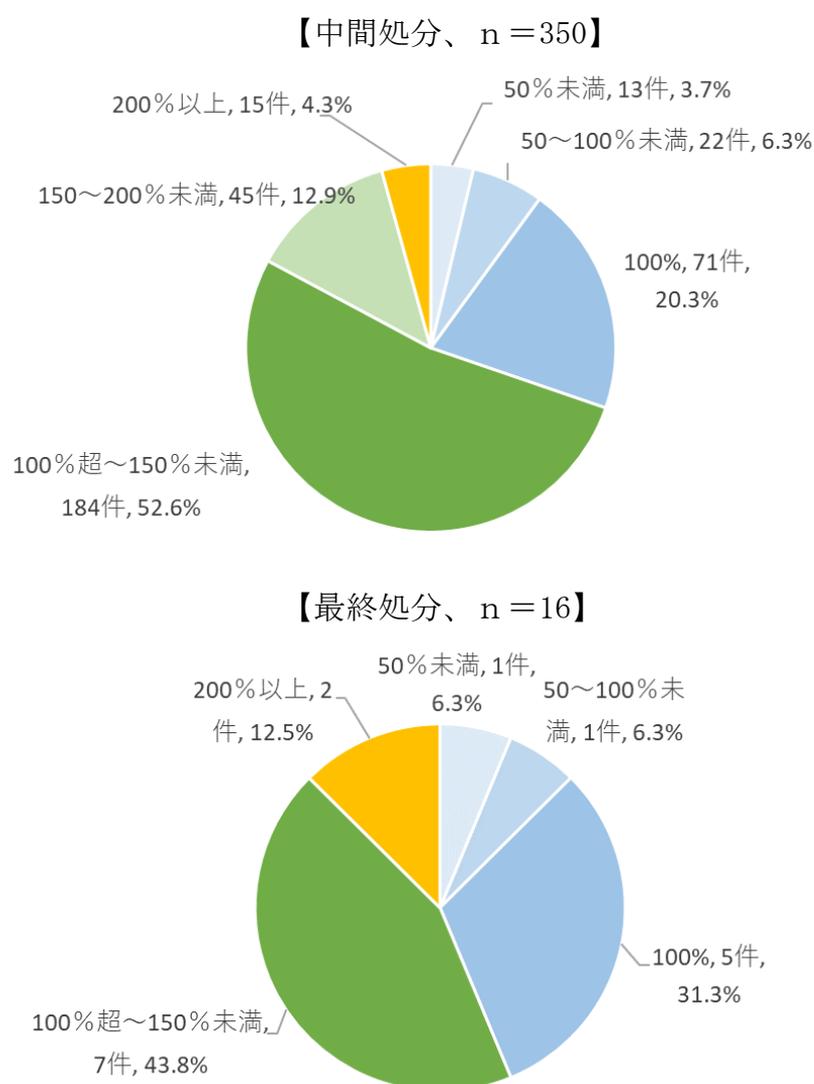
**【回答状況】**

（1）中国輸入禁止（平成29年末）以前と比べた令和4年11月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合

回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は事業所数）

輸入禁止措置（平成 29 年 12 月末）以前に比べて、処理料金が増加した（処理料金の比が 100% 超）と回答した事業所は、中間処分で 69.8%、最終処分で 56.3% であった。

図 4-2-2. Q2-3. (1)-1 中国輸入禁止（平成 29 年末）以前と比べた令和 4 年 11 月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合（自由記述回答を基に分類）



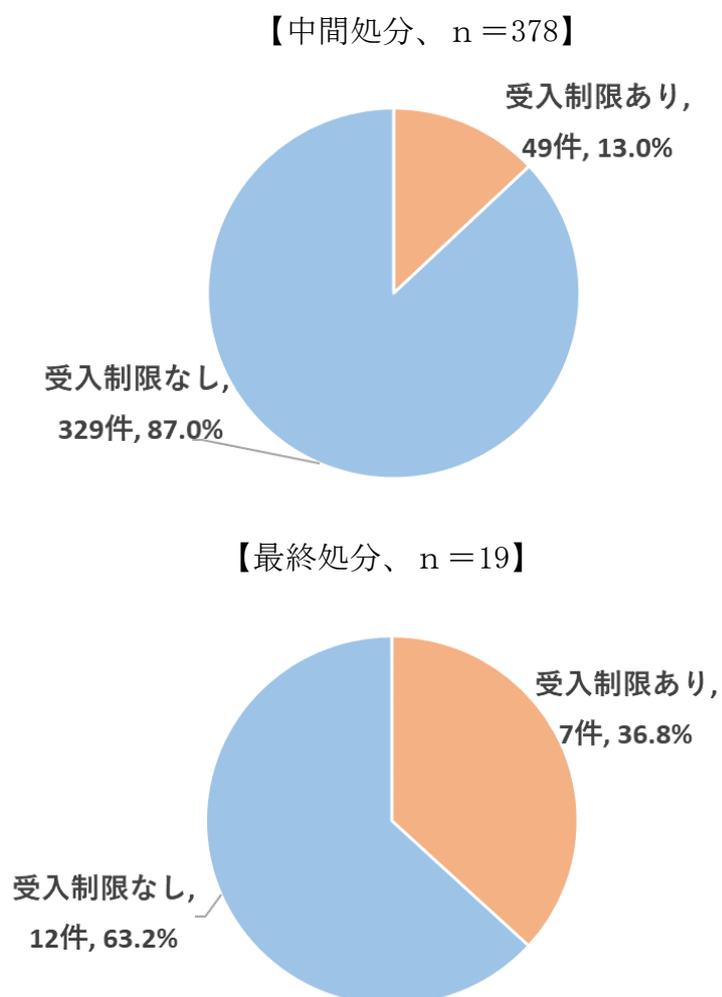
※ 無回答や値回答ではないものがあつたこと、及び、1 件の事業所に中間処分・最終処分両方の施設を有していることがあるため、両グラフの n 数の合計は回答事業所数（423 件）と一致しない。

## (2) 令和4年11月末時点で、廃プラスチック類の受入制限の実施状況

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は事業所数)

受入制限ありと回答があったのは、中間処分業で13.0%、最終処分業で36.8%であった。

図4-2-2. Q2-3. (2)-1 令和4年11月末時点の廃プラスチック類の受入制限の実施状況(単一選択回答)



※ 無回答や値回答ではないものがあつたこと、及び、1件の事業所に中間処分・最終処分両方の施設を有していることがあるため、両グラフのn数の合計は回答事業所数(423件)と一致しない。

**【Q3】**

バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)による貴社への影響等について、以下の設問にご回答ください。

**【Q3-1】**

バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)により、貴社が受け入れる廃プラスチック類の受入量や性状等に影響がありましたか。

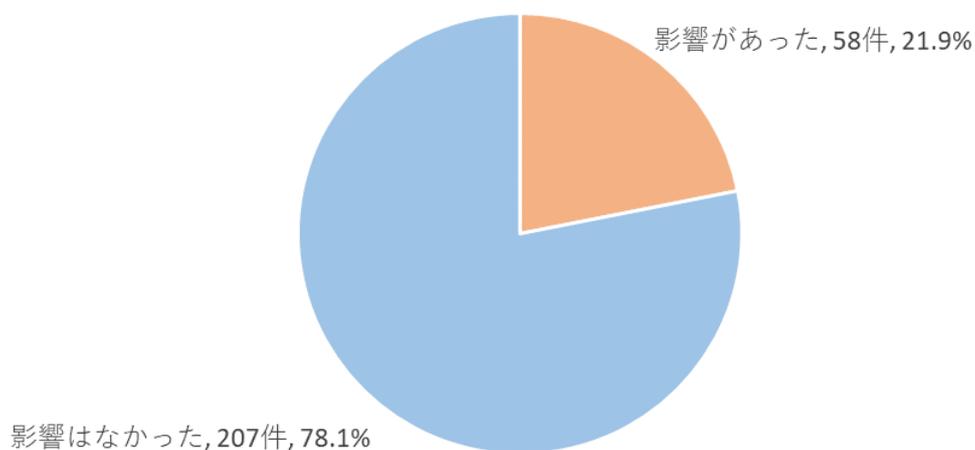
(単一選択回答)

**【回答状況】**

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は処理業者数)

バーゼル条約附属書改正等により、影響があったと回答があったのは21.9%であった。

図 4-2-2. Q3-1. (1) バーゼル条約附属書改正等による影響の有無  
【単一選択回答、n = 265】



**【Q3-2】**

(Q3-1で『影響があった』と回答した場合のみ)

バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)の影響に起因すると思われる廃プラスチック類の受入量や性状等の変化について、あてはまるものを選択してください。

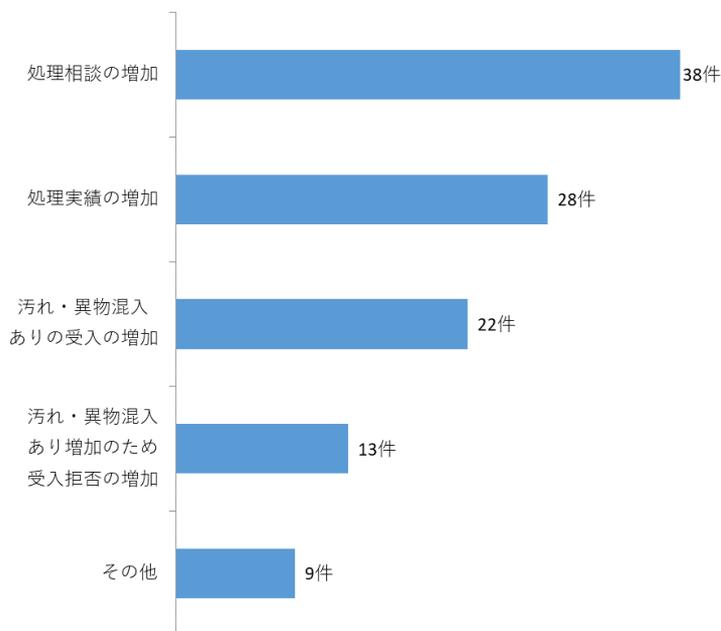
(複数回答可)

**【回答状況】**

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は処理業者数)

バーゼル条約附属書改正等の影響に起因すると思われる廃プラスチック類の受入量や性状等の変化としては、「処理相談の増加」が38件、「処理実績の増加」が28件、「汚れ・異物混入ありの受入の増加」が22件、「汚れ・異物混入あり増加のため受入拒否の増加」が13件、「その他」が9件であった。

図 4-2-2. Q3-2. (1) バーゼル条約附属書改正等による影響  
【複数選択回答、n=58】



※ 複数選択回答であるため、各選択肢の回答数の合計はn数と一致しない。

なお、「その他」の回答については、具体的に以下の回答であった。

- ウレタン系の相談が、増加したが最終処分場の延命化等を考えてお断りせざるを得ない状況となっています。
- 輸出禁止を受けても処理受託しているメーカーからマテリアルリサイクルしか認めない＝他国へのマテリアル出荷先を見つけるよう求められた。できない旨を申し出ると広域認定や自社基準のリサイクル率が達成できないと、国として輸出禁止を通知しているにも関わらずメーカー都合を押し付けられた。
- RPF 製造において、今まで、販売されていた品質の良い材料が入ってきて（処分費が発生）、品質が良くなった。ただし、有価物であったものに処分費を払ってくれる客先は全体の少数で、想定の出産できなくなったプラスチックがどこに行ったかは不明。
- 搬出先（リサイクル、埋立等）の受入制限の規制が増えた。委託処理料金が値上がりした。
- 破碎後の焼却処分等の2次処理先の受入が滞ってしまった。
- 輸出に向けたリサイクルができなくなり、単価を上げるにも限界がある。焼却に回さざるを得ないが、処理にかかるコストが見込めなくなり、受け入れが難しくなった。
- 最終処分先への搬入が制限された。
- 廃プラスチック類の排出量が減少傾向にある。
- 廃プラの受入が減った。

**【Q4】**

廃家電由来の廃プラの処理について、以下の設問にご回答ください。

**【Q4-1】**

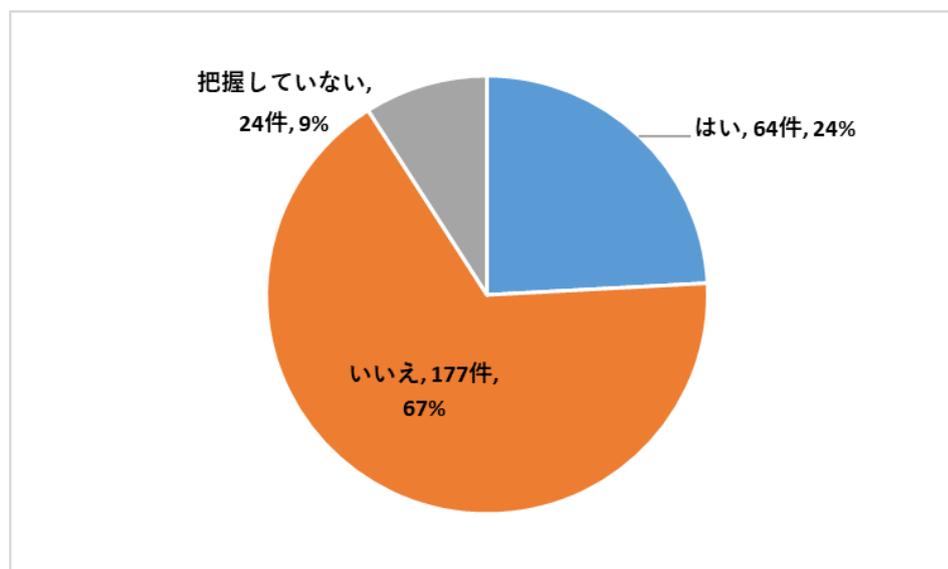
貴社で処理している廃プラに廃家電由来のものは含まれていますか？

**【回答状況】**

回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は処理業者数）

「はい（廃家電由来のものが含まれる）」と回答した処理業者が64件、「いいえ（廃家電由来のものが含まれない）」が177件、「把握していない」が24件であった。

図 4-2-2. Q4-1. (1) 処理する廃プラに廃家電由来のものが含まれているか  
【単一選択回答、n = 265】



※ 無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答者数（267件）と一致しない。

**【Q4-2】**

(Q4-1で『含まれる』と回答した場合のみ)

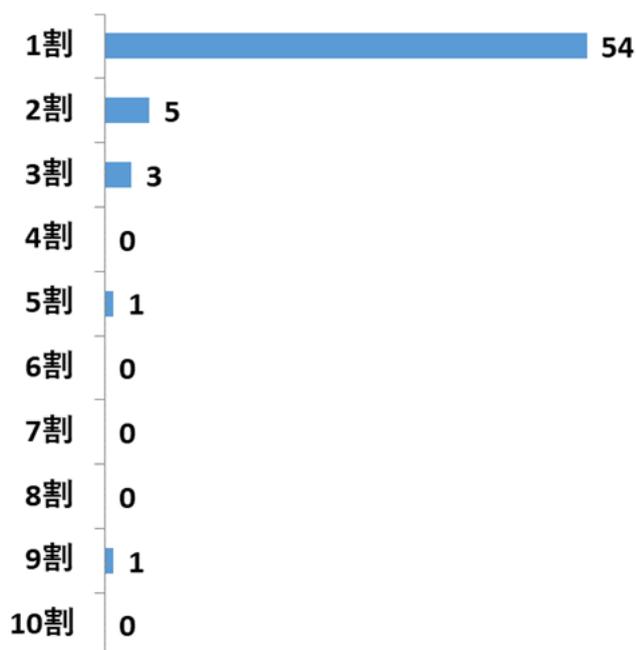
貴社が処理している廃プラのどれくらいの割合が廃家電由来か、おおまかに推定の割合をご回答ください。

**【回答状況】**

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は処理業者数)

処理する廃プラに廃家電由来のものが含まれる推定割合について、1割と回答した会社が54件(84.3%)と最も多かった。

図 4-2-2. Q4-2. (2) 廃家電由来のもの含有割合  
【n=64】



**【Q5】**

上記の設問以外に、廃プラスチック類の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

(自由記述回答)

**【回答状況】**

具体的な主な回答内容を以下に示す。

**(1) 適正処理**

- 国内において、中間処理後の廃タイヤ（チップ品及びカット品）の受入先が減少し、苦悩しております。
- 平成29年頃は汚染土壌用の保管用のシート・トンパック等の廃プラスチックを処理していたので多かったが今は少なく、また、現在はRPF燃料の原料にしたいので良質のプラスチックが欲しいですがなかなか集荷するのが難しい状態です。
- 断熱材関係の相談が来た場合に、焼却施設を紹介して弊社では受け入れを出来ない旨を言うが、焼却施設でもカロリーの問題等もあり、お断りされることも多く、とどこで処分すればいいのかと言う相談を受けるが、小さな市などでは中々処理できる場所が無く遠方の施設を紹介するしかないが、排出事業者としては、ガソリンや軽油の高騰で、遠方への運搬を行うことも非常にコストがかかり、困っている状況が現状です、過疎化が進んでいる地域の大きな問題になっています。
- 建設系の産業廃棄物を主に扱っておりますが、産業廃棄物の廃プラスチック類は範囲が広く、受入れ量も多くなります。近年、排出事業者のリサイクル率に関する関心も高く、多くの問い合わせや質問を受けておりますが弊社では、廃プラスチック類の（安定型埋立）最終処分によりリサイクル率を下げている状況です。企業の関心が高い今、リサイクル出来る中間処理施設がもっと増えていけば…、ランニングコストが抑えられる方法があれば…問題は多いと思いますが、リサイクルできる中間処理場の処分単価が下がれば、近年の関心の高さから当然リサイクル出来る処分を選ぶ企業は多いと思います。
- 破碎、選別後の廃プラスチックの有価売却金額が安くなった。
- 市町の条例による県外廃棄物受入れの事前協議について、適正処理・リサイクル推進のためにも全国的に統一するよう統一していただきたい。または、優良認定業者のインセンティブとして免除される仕組みを検討して

いただきたい。

- 優良処分業者の優遇措置の拡充など
- 汚れ付きの廃プラ出口が少ないです。リサイクル処理できる最終処分場の整備をお願いしたいです。
- 安定型処分場が不足しており、処分先に困っています
- 最終処分場(安定型埋立)の確保及び許認可の緩和
- 塩ビの輸出規制を見直してほしい
- インターネット他メディア・教育の場も活用し、排出元→収集運搬→処分(再生処理や最終処分含め)の流れや、廃掃法、適正処理に関する情報を分かり易く発信する機会を増やす等、廃棄物処理業は、生活に必要なインフラ・静脈産業である事の認識をできる限り広めて頂きたい。また、行政でも地域により認識・意識・見解が異なることもあるので、様々な処理業務が円滑に進む様(官民共に)に、県、各市町村での統一感と連携の更なる強化も進めてほしい。なお、産業廃棄物処理業優良認定を取得する事の意義、メリットも増やして頂きたい。合わせて、処理業者紹介サイト・オンライン含む情報交換会・講習会などについても、引き続き充実する方向で、行政・事業者・一般市民の方全てにおいて認識が広がれば、脱炭素化・カーボンニュートラルも進むと思います。

## (2) プラスチック資源循環

- 廃プラスチックのリサイクルの流れがマテリアルリサイクルを推進しているが、セメントメーカーや製紙会社などは燃料として利用しているわけで、もっとそういった企業の貢献度を発信する必要があると思う。廃プラスチックの種類は多く、マテリアルリサイクルを進めるにはまだまだ課題がたくさん残ると感じている。
- 廃棄物の分別がまだ徹底されていないと思います。大手企業、建設業界、県、市が中小企業を含みリサイクル、再資源化を進めて欲しい。まだ「所詮廃棄物」と考えている企業が多いと思います。国全体で抜本的な対策をとらないと廃プラスチック類のゴミの削減は厳しいと思います。
- 相当な種類の廃プラスチック類のリサイクルは廃棄物処分業者だけでは限界があるので、中には企業努力している製造メーカーもあるけれど、リサイクル出来ないものの使用制限等、使用後廃棄される場合を含めた製造責任が必要ではないでしょうか。
- (1) 排出事業者の適正な分別排出の知識向上 (2) 排出事業者のプラスチック類の種類知識向上
- 分別活動を推進しているが、そのプラが何のプラなのかがわかりにくい。

製品だけではなく梱包材や緩衝材に PE, PP や PVC 等表示が必要。サーマルを減らす必要があるが、ケミカルやマテリアルに関する情報や、どのようなものが適しているかの周知をお願いしたい。リサイクル可能なものを選別していくと、塩素分が濃いものが残っていく。塩ビ管のリサイクルは確立しているが、その他の壁紙を含む塩ビ素材のリサイクルに関する情報や方向性も欲しい。

- マテリアル、ケミカルリサイクルを推進することは資源循環の観点から重要と考えるが、それと同じくらいサーマルリサイクルの重要性も国として主張していただきたい。世の中の的に「焼却」＝「CO2 発生」＝「カーボンニュートラルに逆行」と捉えられかねないが、マテリアル、ケミカルリサイクルも莫大なエネルギーを使用して実施していることを考えると一概にカーボンニュートラルに適しているとは言い難い。膨大な廃プラスチックを適正処理するためには焼却処理は必須と考える。
- 弊社では、廃プラスチック類のみの受け入れはしておりません。各工場の総搬入量からそれぞれプラスチック含有量を計算した重量を廃プラスチック類の処理量としております。中国の廃プラスチック輸入禁止に伴う処理料金の上昇分は、昨年までに弊社顧客に対する廃製品処理料金に反映済みのため昨年と同レベルです。プラ新法も施行され、再生プラスチックに関する関心も高まっていますが需要家であるメーカーに対して、再生材を使用する事に付加価値があることを理解していただき、バージン材レベルの性能でなくても使える用途開発を促す政策を要望いたします。
- 排出事業者よりマテリアルリサイクルの要望が増えてきている。地元自治体のプラスチック資源循環法に対しての取組みを注視していく。リチウムイオンバッテリー等の混入による火災予防を引き続き徹底する必要がある。再生プラスチックのルール化を要望したい。
- プラスチックの資源循環を促進するために、プラスチック製品にリサイクルプラスチックを一定割合加えることを法令で義務化していただきたいです。
- 政令等を改正し、廃プラスチック類（分離不可分の物を除く）の埋立処分をできるだけ早く中止すべきと考える。
- プラスチック資源循環戦略で進めているバイオマスプラスチックのうち、生分解性プラスチックは安定型品目として捉えて差し支えないか。
- SDGs(世界共通持続可能開発目標) の取組促進により、プラスチックリサイクル化は上昇基調にあり「マテリアルリサイクル」「ケミカルリサイクル」がやや優先された傾向にあるのが現状と考えます。他方、サーマルリサイクル（熱回収:廃棄物毎に単純に焼却せず）による代替エネルギー

を回収し製品化する再利用は資源循環型の一考察と考えております。

- 焼却施設で使用する重油等の燃料を減らすため廃プラスチック類燃料化の推進。
- 廃プラ処理施設への設備投資への補助金給付、税制優遇措置等につき、ご検討いただければ幸いです。
- X県内で、廃プラを燃料として、発電所を設置したら、有効活用ができると思う。当社でも、埋立に回る廃プラがふえている。極力RPF向けに処理をしているが、複合物(金属付き) 塩素含有物などのリサイクルができない。焼却発電として、国、県で設置していただければごみ燃料で、電力がまかなえるのでは？
- 廃プラスチック類の活動拡大の助成金制度や処理技術や業界の各種取り組みや実績を開示するなど、業界事業者に有益な情報の提供、再生事業社が意欲的に取組める基盤の構築、廃プラスチック類を原料とする商品のサプライチェーンの構築を主導する活動に期待します。
- 規制が先にきて、リサイクル品など循環資源として利用するための出し先がないために処理が困難になっている。国が各業種においてリサイクル品などを優先的に使用するなど、法整備をきちんと行わないと、民間レベルで努力しても厳しい部分がある。各県、地方自治体でもリサイクルの進め方には温度差がある。新材ばかり使わずリサイクル品を使う流れを作ってほしい。中国にできてなぜに日本ができないのか疑問です。欧州はそういった面で、環境やリサイクルについても考えている。日本は対応が遅いので何とかしていただきたいがもう少し柔軟に対応してプラスチックだけでなく、廃棄物の問題を考えて循環資源として踏み込んだ形で考えてほしい。
- 首都圏および都市部での廃棄物の発生拡大が続く一方で地方部での人口減少が進むことで、市町村が負担する廃プラ等の分別収集に係る経費比率が増大することが予想される。こうしたことで、廃プラの適正処理やリサイクルが停滞しているものと懸念しており、更なる国の取り組みを期待したい。
- 残置物の廃プラスチック類が多いですが、産廃で処理できれば、行政の焼却場の負担が減ると思います。
- プラスチック資源循環法の施行により、一般廃棄物の製品プラを今後自治体からの委託で処理するようになる。産廃だけに限らず一廃や有価で取引するものなど、プラの資源循環のために様々な処理工程を検討・実装していくことが必要であり、そのための法整備や規制緩和を、行政として大いに進めていただきたい。

- 各行政機関から製品プラスチック類（硬質プラスチック類）の処理相談があるが、許可問題もあり棚上げとなっている。
- 中国等の廃プラスチック輸入禁止、ロシアのウクライナ侵攻に起因する原・燃料費の高騰により廃プラスチック類の発生量（問合せ量）及び処理費用は大きく変動していると思います。一方、弊社におきましては、感染性廃棄物に代表される医療系の廃棄物の処理が大部分をしめており、昨今のコロナウイルスにより生じた廃棄物を優先的に受け入れ・処理をする必要があります。焼却の総量や保管スペースに限りがある為、廃プラスチック類を中心とした廃棄物の受け入れ（特に新規案件・スポット案件）については受け入れ制限等を行っております。
- 廃棄物業者としては、処理量の対応に合わせて焼却を増やして対応いたしました。プラリサイクル法の処理フローに、焼却や埋め立てがなくリサイクル一遍等で、少し心配でした。炭素中立型経済社会変革小委員会において、2050年循環経済工程表①では中間処理（焼却・リサイクル）④熱回収⑤適正処理と明記されていたことで安心いたしました。

### （3）法制度

- （1）混合廃棄物からの有価物の回収を目的に振動ふるい機などの選別機器を設置して処分業許可を取得したいが、自治体によっては処分方法としての「選別」を認めない自治体がある。「選別」を処分業の許可対象として認めて欲しい。  
（2）許可業者の合併等について、廃棄物処理法では、施設設置許可（15条施設）に関する承継手続の規定はあるが、業の承継手続に関する規定がない。業の許可についても承継を認めて欲しい。
- 当社のような建設廃棄物の中間処理施設においてマテリアルリサイクルを推進するためには中間処理施設での選別が重要になります。例えばタイルカーペットであればX社での受入れ条件（汚れ・異物がないこと、特定の素材のみ、破碎せず）を満たす必要があります。当社では搬入されたタイルカーペットを手選別し、破碎・圧縮せずに搬出していますが、自治体によっては再委託と判断される恐れがあります。マテリアルリサイクルを推進する上での選別の位置づけを明確にさせていただく必要があるように思います。
- 事前協議制度の廃止を含め、15条施設に関する諸手続きを簡素化して頂きたい。特に、工業専用地域においては建築基準法51条但し書きの適用はかからないようにして頂きたい。

#### (4) 電池の混入

- 輸出規制により、国内での処理を進めるうえで、排出側の知識不足が大きなリスクとなり、日々の処理に困難が生じました。具体的に、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の排出方法に何らかの指導がないと、小型家電（2次電池利用のもの）の処分を起因にした火災リスクを抑えられない状況にあります。
- RPFの問い合わせがここ1年で増加した。既存のRPF需要家が燃料確保に動き出しており、化石燃料から再エネ利用への過渡期となっていることが感じられる。またRPF需要家の塩素濃度基準にも大きく変化（緩和）が感じられる。より多くの燃料確保のために利用側で寛容な対応が見られるようになった。供給側でも今までの基準では単純焼却や埋立であったものがRPF原料になることでサーマルリサイクルとなる廃プラスチック類の利用用途が増えてくると思う。当社ではサーマルリサイクルからケミカルリサイクルへの転換も考えているところであり、今後の事業投資を踏まえて補助金などの助成が大きな役割を果たすような仕組みを期待したい。廃プラ処理と関連するところで、多くの電池類が混入しており火災の原因になっている。当社も例外ではなく、非常用電源や予備バッテリー、電子タバコなどの見えない電池類が多く混入している。排出事業者への根本的な改善を求めなければ、中間処理業者が被害を被り事業継続も困難な状況になりかねない。NIMBY施設と言われながらも適正処理やリサイクルを推進し、循環型社会構築に貢献している事業者が、保険会社からも保険が適用されない、電池類を悪意のあるような隠し方で排出され、気づかずに集積し何かの衝撃で発火し火災。など、中間処理業者が被災者だと感じてしまう。対策を講じるにしても大きな出費となるわけで、排出事業者は対岸の火事扱い。もっと排出事業者への意識を高めてもらうようお願いしたい。
- リチウムイオン電池の混入防止。リサイクル困難な素材の使用制限（塩素系等）。

#### (5) その他

- リサイクルをするうえで最も必要なことは処理前の「分別」が必要であり、その工程にはマンパワーと費用がかかる。そもそも製造者責任かつリサイクルに配慮したものづくりをすればよいものを最終的には処理業者にゆだねられる。企業使命としてマテリアル化にしたいが、単一素材のものが非常に少なく国内での買手も少ない。特に本自治体内には存在せず、結果逆有償で本自治体外に渡ることになる。また、マテリアルにするにしても LCA の観点から見た場合、果たしてマテリアルリサイクルは優先順位の高いリサイクルといえるのかも疑問である。作る側そして輸入品のプラスチック製品にもメスを入れない限り、国内でのマテリアルリサイクルは確立されず、CO<sub>2</sub> を多量に排出しながら国外流出している現状を今一度見直す必要があると思う。焼却時の排熱利用や燃料化を含むサーマルリサイクルもマテリアル同様の位置づけで評価してほしいと個人的に思う。安全配慮設計や食品衛生法等様々な法律が絡む中で、リサイクル＝マテリアルありきで進まれても結果的に処理しきれず海洋汚染を引き起こす要因になるのではと常々思う。特に業許可を得ていないブローカー的な業者の取り締まりも強化すべきだと思う。
- 弊社は政令市での処分許可となり政令市の見解が前提とはなりますが、政令市と都道府県との見解が異なる場合がある為、統一化してほしい。
- 分別徹底の指導をお願いいたします。
- 国内需要を高め、技術開発や利用促進の政策をご検討願います。
- 排出者への転嫁が必須。特に大手企業向け。
- 排出事業者（特にメーカー等の製造業）に対し、製品が廃棄される時点のリサイクルし易さを考慮した設計や原料の選定など製品開発を推奨してもらいたい。
- 最近回収物の中に、PET ボトルにアルミの蓋が取り付けられている容器が混在しております。生産国を調べると海外（主に韓国）で作られて輸入されているようです。この容器はペット部分とアルミ部分を切り離せず、選別の段階で取り除いている状況となっております。ペットリサイクル率を上げるためにも、今後この容器の輸入を制限頂けないでしょうか。ご検討下さい。
- リサイクルをしている会社や産業廃棄物処理を行っている会社のイメージをアップして欲しい。適正処理を行う上で原価が高騰しており、リサイクルをすると通常より価格が上がってしまうので、何かしらの補助や新施設設置の際の助成金があるといい。リサイクルをすると費用はかかるが、

これからの必要という認識をもっと広めて欲しい。産業廃棄物の許可、15条施設、建築や消防等の申請や届け等の書類の簡素化や取得期間の短縮化。リサイクルを新たに行おうとすると時間がかかりすぎる。

- (1) 適正な処理単価の設定 (2) 中間処理後の有効活用の促進 (3) リサイクル製品の有効活用
- 処理に係る資材、エネルギーの高騰等により、処理料金の値上げが追いつかない状況です。貴省におかれましては、何らかの対策実施をお願い申し上げます。
- 現在は搬出入状況も比較的落ち着いているが、不測の事態に対応できる措置については引き続き検討をお願いしたい。
- 県で廃タイヤの処理をしていますが、タイヤを破砕や切断処理をして再生ゴムの原料や、代替燃料としてリサイクルしていますが、年々タイヤチップの規格を変化させてきます。利用先の要望に応えるために設備導入が必至ですが、設置許可の問題もありスムーズに行きません。リサイクルの流れについて行けず何のための優良認定か意味が分かりません。同業者では、別会社で製造業として立上げて許認可範囲外で対応をする等していますが、これを推奨するのでしょうか。都道府県行政によってもスピード感が違いますが最近のリサイクルは1年で変わります。それを許可取得するために2～3年かける意味が分かりません。この現状を真剣に受け止め、この状況を変えて下さい。

## 参考資料（１） 環境省依頼文書（事務連絡）～自治体向け～

事務連絡  
令和4年12月1日

各都道府県・各政令市  
産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

### 国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査について（依頼）

産業廃棄物行政の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜りお礼申し上げます。

平成29年末以降、中華人民共和国等の外国政府において使用済の廃プラスチック類の輸入禁止措置等が実施され、従前輸出されていた廃プラスチック類の国外処理が困難となったことから、国内処理の逼迫の状況を把握する等の目的で、平成30年8月から6回にわたり、都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市並びに一部の産業廃棄物処理業者に対し、「外国政府による廃プラスチック類の輸入規制等に係る廃棄物処理等への影響について状況調査」を行ったところです。前回の調査結果では、産業廃棄物に係る廃プラスチック類処分施設の稼働率及び保管率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって大きく低下していたが、その後上昇し、輸入禁止措置直前（平成29年末）の水準に戻っていたことが確認されました。

その後の国内におけるバーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向や新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業活動の変化による影響も踏まえ、最新の状況を把握することを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第3項の規定に基づき、標記の調査を実施いたします。

つきましては、ご多用中のところ大変恐縮ですが、別紙様式により、令和4年12月28日（水）までに、下記問合せ先のE-Mail宛先まで御回答いただきますようお願いいたします。

なお、この調査の結果は、統計的な情報を集計した結果のみを報告書として公表しますが、公表する以外の回答内容の一部も行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示対象であることを申し添えます。

#### 【調査に関する問合せ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

調査認証チーム 伊藤、改田

電話：03-4355-0155 E-Mail：[works@sanpainet.or.jp](mailto:works@sanpainet.or.jp)

#### 【担当】

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

土居、金子

## 参考資料（２） 環境省依頼文書（事務連絡）～処分業者向け～

事務連絡  
令和4年12月1日

産業廃棄物処理業者 各位

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査について（依頼）

平素は、産業廃棄物の適正処理、資源循環の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成29年末以降、中華人民共和国等の外国政府において使用済の廃プラスチック類の輸入禁止措置等が実施され、従前輸出されていた廃プラスチック類の国外処理が困難となったことから、国内処理の逼迫の状況を把握する等の目的で、平成30年8月から6回にわたり、都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市並びに一部の産業廃棄物処理業者に対し、「外国政府による廃プラスチック類の輸入規制等に係る廃棄物処理等への影響について状況調査」を行ったところです。前回の調査結果では、産業廃棄物に係る廃プラスチック類処分施設の稼働率及び保管率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって大きく低下していたが、その後上昇し、輸入禁止措置直前（平成29年末）の水準に戻っていたことが確認されました。

その後の国内におけるパーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向や新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業活動の変化による影響も踏まえ、最新の状況を把握することを目的とし、標記の調査を実施いたします。

つきましては、ご多用中のところ大変恐縮ですが、別紙様式により、令和4年12月28日（水）までに、下記問合せ先のE-Mail宛先まで御回答いただきますようお願いいたします。

なお、この調査の結果は、統計的な情報を集計した結果のみを報告書として公表し、企業名や個人名等は公表しないことを申し添えます。

### 【調査に関する問合せ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

調査認証チーム 伊藤、改田

電話：03-4355-0155 E-Mail：[works@sanpainet.or.jp](mailto:works@sanpainet.or.jp)

### 【担当】

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

土居、金子

### 参考資料（３） 回答フォーム～自治体向け～

## 国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査 【自治体様向け】

**廃プラスチック類等の処理の状況等**について、以下の設問へのご回答をお願いいたします。

本調査の報告書においては、集計値(件数、割合等)のみ公表し、個別の自治体名や企業名が公表されることはありませんが、求められた場合、一部の回答内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき公表対象となることにご留意ください。

### ご回答された方について

↓ご回答された方についてご記入ください。

自治体名	
部署名	
役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※本回答フォームについては、集計の都合上、行・列の追加や削除は行わないようお願いします。

Q 1

**前回調査時点(令和3年10月末)以降、令和4年11月末時点で、所管区域内において、諸外国による廃プラスチック類の輸入規制に起因する可能性のある廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案(1件当たりの廃プラスチック類の投棄量が10トン以上の事案)を把握しましたか。**

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

- 把握している(外国政府による廃棄物の輸入規制に起因する可能性のあるもの)
- 把握していない

→【「把握している」に「○」を選択した場合】

**把握している事案について、可能な限り詳細に以下の項目をご記入ください。  
(複数ある場合は全て回答してください。)**

※本調査の結果は、集計値(件数、割合等)のみの公表を想定していますが、**求められた場合以下の回答内容も場合により公表対象となる**にご留意ください。

回答例	把握時期	令和4年3月			
	発生場所	〇〇市			
	廃棄物種類	家電製品部品等			
	投棄量(概算)・単位	量	50	単位	トン
	発覚の契機	周辺住民からの通報			
	生活環境保全上の支障等の有無	鉛による土壌汚染			
	自治体の対応や指導	令和4年3月 令和4年7月 令和4年8月	現地確認、土地所有者へ聴取 行為者(処理業者)の特定、立入検査 文書指導		
	指導に対する実行者等の対応	令和4年9月 令和4年10月	同年8月指導に対し改善計画書を提出 飛散防止のための保護シート敷設		
	今後の対応方針等	令和5年3月までに撤去し、適正処理を実施・完了するよう指導中。			
不法投棄事案-1	把握時期				
	発生場所				
	廃棄物種類				
	投棄量(概算)・単位	量		単位	
	発覚の契機				
	生活環境保全上の支障等の有無				
	自治体の対応や指導				
	指導に対する実行者等の対応				
	今後の対応方針等				

※事案が2件以上ある場合は、別sheet「Q1\_不法投棄事案(2件目以降)」にご記入ください。

Q 2

**前回調査時点(令和3年10月末)以降、令和4年11月末時点で、所管区域内の産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反(保管上限の超過)事案を把握しましたか。**

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

	保管基準違反(保管上限の超過)事案を把握している
	把握していない

→【「把握している」に「○」を選択した場合】

**把握している事案について、可能な限り詳細に以下の項目をご記入ください。  
(複数ある場合は全て回答してください。)**

※本調査の結果は、集計値(件数、割合等)のみの公表を想定していますが、**求められた場合以下の回答内容も公表対象となること**にご留意ください。

回答例	把握時期	令和4年5月			
	発生場所	〇〇町〇〇			
	廃棄物種類	自動車製品部品			
	保管上限量・単位	量	500	単位	トン
	保管量・単位	量	550	単位	トン
	発覚の契機	周辺住民からの通報			
	自治体の対応や指導	令和4年5月	立入検査、口頭指導		
	指導に対する 実行者等の対応	令和4年5月 令和4年6月	対応により改善、体制の再整備 改善報告書及び再発防止方策の提出		
	今後の対応方針等	なし			
保管基準 違反事案-1	把握時期				
	発生場所				
	廃棄物種類				
	保管上限量・単位	量		単位	
	保管量・単位	量		単位	
	発覚の契機				
	自治体の対応や指導				
	指導に対する 実行者等の対応				
	今後の対応方針等				

※事案が2件以上ある場合は、別sheet「Q2\_保管基準違反事案(2件目以降)」にご記入ください。

Q3

令和元年5月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」を踏まえて、貴自治体の実施した措置等について、以下の設問にご回答ください。

Q3-1

**廃プラスチック類の域外からの搬入に関して、事前協議制等による域外からの産業廃棄物の搬入規制等の廃止、緩和等を実施しましたか。**  
**前回調査時点(令和3年10月末)以降、令和4年11月末時点での状況について**ご回答ください。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

- 中国による輸入禁止以前から事前協議・届出制等は設けていない
- 事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った
- 事前協議・届出制等を設けており、廃止・緩和等を行っていない

→【「廃止・緩和等を行った」に「○」を選択した場合】

**廃止・緩和等の内容として当てはまるものに「○」をご記入ください。**

↓ (複数回答可)

要綱・手引等を改正し、廃止・緩和等を行った

→ 改正時期をご回答ください :  年  月

→ 改正内容として当てはまるものに「○」をご記入ください(複数回答可) :

- 事前届出・協議制等を廃止した
- 事前届出・協議制等を緩和した(例：廃プラスチック類に係る手続の不要化)
- 搬入手続の合理化を行った(例：添付書類の省略)
- 搬入手続の迅速化を行った(例：手続更新期間の延長)
- その他

→ 実施した改正内容の具体的内容等についてご記入ください :

要綱・手引等は改正していないが、廃止・緩和等を行った

→ 対策時期をご回答ください :  年  月

→ 実施した廃止・緩和等の具体的内容等についてご記入ください :

**Q3-2**

**廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化を実施しましたか。**  
**前回調査時点(令和3年10月末)以降、令和4年11月末時点での状況について**  
**ご回答ください。**

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

<input type="checkbox"/>	実施している
<input type="checkbox"/>	実施していない

→【「実施している」に「○」を選択した場合】

**実施した具体的内容等についてご記入ください。**

**Q3-3**

**産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理の**  
**受入を実施していますか。**  
**前回調査時点(令和3年10月末)以降、令和4年11月末時点での状況について**  
**ご回答ください。**

※都道府県で把握していない場合は、管内市町村に実施の有無、時期を確認の上ご回答ください。  
 ※政令市の場合は、市内の一般廃棄物処理施設についてご回答ください。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

<input type="checkbox"/>	管内市町村で処理を受け入れた事例がある
<input type="checkbox"/>	管内市町村で処理を受け入れた事例はない

→【「受け入れた事例がある」に「○」を選択した場合】

**事例の詳細について、以下にご記入ください。**

記入例	市町村名	〇〇市	実施時期	令和4年9月
受入事例-1	市町村名	<input type="text"/>	実施時期	<input type="text"/>
受入事例-2	市町村名	<input type="text"/>	実施時期	<input type="text"/>

※事例が3件以上ある場合は、別sheet「Q3-3\_受入事例(3件目以降)」にご記入ください。

Q3-4

令和元年9月に改正廃棄物処理法施行規則が公布・施行され、優良産廃処理業者に限って、**廃プラスチック類**の保管上限が14日間から28日間に引き上げられましたが、それに伴う保管の場所に関する事項を変更した届出はありましたか。また、引き上げた事例を把握していますか。

**前回調査時点(令和3年10月末)以降、令和4年11月末時点での状況**についてご回答ください。

↓当てはまるものに「○」をご記入ください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	保管の場所に関する事項を変更した届出があった (法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項)	
<input type="checkbox"/>	処分業者からの聞き取り等により把握している事例がある(上記届出によるものを除く)	
<input type="checkbox"/>	届出及び把握している事例ともない	

届出件数をご回答ください :  件

把握事例件数をご回答ください :  件

Q 4

上記の設問以外に、**廃プラスチック類の処理状況等**について、**特筆すべき事項**があればご記入ください。

↓具体的内容をご記入ください。

Q 5

上記の設問以外に、**廃プラスチック類の適正処理等**について、**特筆すべき事項**や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

↓具体的内容をご記入ください。

ご質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

## 参考資料（４） 回答フォーム～処分業者向け～

### 国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査 【処理業者様向け】

**廃プラスチック類等の処理の状況等について**、以下の設問へのご回答をお願いいたします。  
本調査の結果は、集計値(件数、割合等)のみ公表し、個別の自治体名や企業名が公表されることはありません。

#### ご回答された方について

↓ご回答された方についてご記入ください。

企業名	
部署名	
役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※本回答フォームについては、集計の都合上、行・列の追加や削除は行わないようお願いいたします。

#### Q1 令和4年11月末時点で、貴社の廃プラスチック類に係る事業所について、主要なもの(最大5件まで)についてご回答ください。

↓主要な廃プラスチック類に係る事業所について以下の項目をご記入ください

※同一の事業所内に「最終処分場」とそれ以外の中間処理施設がある場合、以下回答欄には「別事業所として」(分けて)ご記入ください

No	施設を有する事業所名	事業所の所在地		施設の種類の
記載例	〇〇〇事業所	〇〇〇県	〇〇〇〇市	破砕、焼却、選別、圧縮
事業所-1				
事業所-2				
事業所-3				
事業所-4				
事業所-5				

Q1でご回答いただいた事業所について、以下の設問にご回答ください。

#### Q2-1 廃プラスチック類の処理量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各事業所について、以下の表中の項目をご回答ください

※「施設を有する事業所名」欄には、Q1での回答内容が自動的に表示されます。

※「処理実績」は、各時期における廃プラスチック類の平均的な処理実績量(概数で可)をご回答ください。

※「処理可能量」は、廃プラスチック類の処理が可能な最大量(処分業許可証に記載の値、廃プラ単体での値が不明な場合は概数で可)をご回答ください。

※「最終処分場」については回答不要です。

※「①÷②」・「③÷④」は、①～④に入力した値による計算結果が自動的に表示されます。

「100%以上」の値が表示された場合は、①～④に入力した値に誤りがないかご確認ください。

施設を有する 事業所名	時期					
	中国輸入禁止 (平成29年末) 直前			令和4年11月末時点		
	①処理実績 (単位:t/日)	②処理可能量 (単位:t/日)	①÷② (自動計算)	③処理実績 (単位:t/日)	④処理可能量 (単位:t/日)	③÷④ (自動計算)
記載例 〇〇事業所	10	40		20	40	
事業所-1						
事業所-2						
事業所-3						
事業所-4						
事業所-5						

**Q2-2 廃プラスチック類の保管量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。**

**Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各事業所について、以下の表中の項目をご回答ください**

- ※「施設を有する事業所名」欄には、Q1での回答内容が自動的に表示されます。
- ※「保管量」は、各時期における廃プラスチック類の平均的な保管量(概数で可)をご回答ください。
- ※「最大保管可能量」は、廃プラスチック類の保管上限値(1日あたりの処理能力の28日分)ではなく、該当事業所内の廃プラスチック類の保管が可能な最大量(処分業許可証に記載の値。廃プラ単体での値が不明な場合は概数で可)をご回答ください。
- ※「最終処分場」については回答不要です。
- ※「⑤+⑥」・「⑦+⑧」は、⑤～⑧に入力した値による計算結果が自動的に表示されます。

記載例	施設を有する 事業所名	時期					
		中国輸入禁止 (平成29年末) 直前			令和4年11月末時点		
		⑤ 保管量 (単位:t)	⑥ 最大保管 可能量 (単位:t)	⑤+⑥ (自動計算)	⑦ 保管量 (単位:t)	⑧ 最大保管可能 量 (単位:t)	⑦+⑧ (自動計算)
事業所 -1							
事業所 -2							
事業所 -3							
事業所 -4							
事業所 -5							

**Q2-3 廃プラスチック類の処理料金や受入制限について、以下の表の項目ごとにご回答ください。**

- ※「施設を有する事業所名」欄には、Q1での回答内容が自動的に表示されます。

記載例	施設を有する 事業所名	中国輸入禁止(平成29年末)以前と 比べた令和4年11月末時点の 廃プラスチック類の処理料金の割合 (単位:%)	令和4年11月末時点で、 廃プラスチック類の受入制限の 実施状況
事業所 -1			
事業所 -2			
事業所 -3			
事業所 -4			
事業所 -5			

バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)による貴社への影響等について、以下の設問にご回答ください。

**Q3-1** バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)により、  
貴社が受け入れる廃プラスチック類の受入量や性状等に影響がありましたか。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

- 影響があった  
 影響はなかった →Q4へお進みください。

**Q3-2** 【Q3-1で『影響があった』と回答した場合のみ】  
バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)の影響に起因すると思われる廃プラスチック類の受入量や性状等の変化について、  
あてはまるものを選択してください。(複数回答可)

↓当てはまるものに「○」をご記入ください。(複数選択可)

- 廃プラスチック類の処理相談が増えた  
 廃プラスチック類の処理実績が増えた  
 汚れや異物の混入がある廃プラスチック類の受入が増えた  
 汚れや異物の混入がある廃プラスチック類の受入が増えたため、受入を拒否することが増えた  
 その他

↓『その他』を選択した場合]具体的内容をご記入ください。

廃家電由来の廃プラの処理について、以下の設問にご回答ください。

**Q4-1** 貴社で処理している廃プラに廃家電由来のものは含まれていますか？

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

- はい  
 いいえ →Q5へお進みください。  
 把握していない →Q5へお進みください。

**Q4-2** 【Q4-1で『はい』と回答した場合のみ】  
貴社が処理している廃プラのどれくらいの割合が廃家電由来か、おおまかに推定の割合をご回答ください。

↓当てはまるものをお選びください。

- 割 (1～10の10段からお選びください)

**Q5** 上記の設問以外に、**廃プラスチック類**の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

↓具体的内容をご記入ください。

ご質問は以上です。ご協力ありがとうございました。